

個人情報及び内部情報保護に関する社内規程

(総則)

第一条 個人情報データベース等を構成する個人情報については個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、慎重に取り扱われなければならない。

(目的)

第二条 本規程は、個人情報データベースを取り扱うことに際して特定の個人に対して重大な損害や社会的不利益を発生させることのないよう配慮し、業務を円滑に遂行するために設置する。

(顧客情報)

第三条 物販、集客交流、飲食事業などのすべての事業において取得した個人情報は、許可なく第三者に開示することを一切禁止する。

- 2 業務上の必要性により外部に開示する場合は、目的、開示先及び担当者氏名、連絡先等を把握し担当部署責任者が代専決（代表取締役専務決済）を得なければならない。
- 3 取扱の不備により、万一特定の個人に不利益や重大な損害を与えることが予想されたり、発生した場合は、当部署責任者が速やかに情報を把握し代表取締役（専務）宛報告する。
- 4 代表取締役（専務）は代表取締役（社長）に報告し、必要に応じて代表取締役（副社長）を交えた代表取締役会を開催し、会社として速やかに対応する。

(業務上の守秘事項)

第四条 業務上発生したる守秘事項については、いかなる理由があっても許可なく外部に漏らしたり開示してはならない。

2. 社員以外のすべての外部からの来訪者は、所属・氏名・連絡先・用件などを入退館記録簿に記入し許可を得なければ、館内事務所に立ち入ることはできない。

(ネットワーク上での取扱)

第五条 個人情報並びに業務上の情報をネットワーク（インターネットを含む）上で取り扱う場合は、事前に当部署責任者を通して会社の許可を得ることを原則とする。

2. ホームページ上に展開する情報については、制作の段階で開示承認を取り付け展開する。

(その他関連)

第六条 上記に関して事故の発生したる時は、当部署責任者並びに現場班長が状況の把握に努め、専務取締役へ報告し、速やかな対応を行う。

付則：この規程は、平成19年4月1日より適用する。

※一部、平成23年4月1日に変更する。